

北広島市クリーンセンターにおける水銀使用製品産業廃棄物 (事業活動に伴い発生する蛍光管、乾電池等) の受け入れ中止について

これまで事業活動に伴い発生する水銀使用製品廃棄物につきましては、市内における適正な処理先の確保といった点から、北広島市クリーンセンターにて受け入れを行ってきたところであります。

しかし、水銀に関する水俣条約を踏まえた廃棄物処理法施行令改正等により廃水銀に対する新たな措置（平成28年4月1日及び平成29年10月1日施行済）が追加され、水銀使用製品廃棄物については、産業廃棄物として適正な処理が必要となりました。

そのため、平成30年4月1日より、水銀使用製品廃棄物である蛍光管等について、北広島市クリーンセンターでの受け入れを中止させていただきますので、処理先の確保等、ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、今後の処理先等でご不明な場合は野村興産（株）札幌営業所（TEL 011-210-5922）にご相談ください。

